

株 主 各 位

福岡県朝倉市小田1080番地1  
**オーケー食品工業株式会社**  
代表取締役社長 大重年勝

## 第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆様には株主総会当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、書面による事前の議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたく**お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県朝倉市小田1080番地1  
オーケー食品工業株式会社 本社2階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項
    1. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 当社と株式会社ニッポンとの株式交換契約承認の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 〈新型コロナウイルスの感染防止について〉

- ①例年よりも縮小した規模での開催となります。
  - ②株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用させていただきます。
  - ③会場入口付近で、検温をさせていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。なお、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
  - ④ご来場の株主様は、マスクの持参、常時着用をお願いいたします。
  - ⑤お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書類のうち次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」
  - ③株主総会参考書類「第1号議案 当社と株式会社ニッポンとの株式交換契約承認の件」のうち、株式会社ニッポンの定款の定め及び同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
- 従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告  
( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けたワクチン接種が進み、経済回復への期待感が高まりつつありましたが、新たな変異株の猛威により感染は再拡大し、行動制限等の政策をなかなか解除できない状況下にありました。一方欧米等主要国は、ウィズコロナに舵を切り、経済優先の政策に転換しました。その結果、急激な需要増に原材料等の供給が追いつかず、国際経済は高いインフレの様相を呈しています。加えてロシアのウクライナへの軍事侵攻並びに円安の急激な進行により国内外における先行きの不透明感は更に強まっております。

当社グループはこのような状況のもと、食品メーカーとしての社会的責任である「食の安全・安心」、「食の安定供給」に向け、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、生産体制の効率化と商品の品質向上を目的として当期に立ち上げた朝倉工場のフル生産体制への移行を進めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外ともに大幅に減少した前期と比べ、経済活動の活性化と行動制限の緩和を主因に82億15百万円に増加しました。損益につきましては、植物油や原油価格の値上がり等により営業損失は8億27百万円、経常損失は8億12百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は8億24百万円となりました。

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(品目別の状況)

品目別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円、百万円未満切捨て)

品 目		当連結会計年度 ( 自 2021年4月1日 ) ( 至 2022年3月31日 )		前連結会計年度 ( 自 2020年4月1日 ) ( 至 2021年3月31日 )	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
油あ あげ あげ加 及工 び品	味付あげ	6,497	79.1	6,363	79.9
	生 あ げ	1,022	12.5	978	12.3
	お で ん	396	4.8	345	4.3
	味付すしの素	98	1.2	96	1.2
	惣 菜 類 等	191	2.3	172	2.2
そ の 他		7	0.1	8	0.1
合 計		8,215	100.0	7,964	100.0

味付あげにつきましては、当社グループの主力商品として業務用を中心に全国展開しております。売上高は64億97百万円(前期比102.1%)となりました。

生あげにつきましては、主に西日本を中心とした国内及び海外へ販売しております。売上高は10億22百万円(前期比104.5%)となりました。

おでんにつきましては、主に餅入巾着(外注商品)及びがんもどき(自社商品)等を販売しており、売上高は3億96百万円(前期比114.9%)となりました。

味付すしの素につきましては、味付干瓢及び五目ずしの素等を販売しており、売上高は98百万円(前期比102.5%)となりました。

惣菜類等につきましては、主に外注商品の豆腐類、バーグ類、和菓子類等を販売しており、売上高は1億91百万円(前期比111.1%)となりました。

(剰余金の配当等に関する方針)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題として認識し、長期安定配当を継続するための原資確保に向けた収益力の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の積み上げによる財務体質の強化を基本方針としております。

しかしながら、当会計年度の業績につきましては多大な損失を計上することとなり、誠に遺憾ではございますが、当期の配当は無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は22億93百万円であります。

その主なものは、朝倉工場（新工場）建設等に係る設備投資20億22百万円、既存工場における生産性の向上、商品の品質向上に向けた設備投資2億70百万円であります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ①企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)	第 54 期 (2020年度)	第 55 期 (2021年度)
売 上 高(百万円)	9,133	9,304	7,964	8,215
経常利益又は経常損失(百万円)	14	△19	△278	△812
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (百万円)	1	△114	△118	△824
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	0.33	△30.96	△32.13	△222.67
総 資 産(百万円)	8,252	8,178	10,361	12,069
純 資 産(百万円)	2,332	2,199	2,060	1,224
1株当たり純資産額(円)	630.09	594.14	556.64	330.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等適用した後の数値を記載しております。

##### ②当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)	第 54 期 (2020年度)	第 55 期 (2021年度)
売 上 高(百万円)	8,572	8,792	7,598	7,846
経常利益又は経常損失(百万円)	20	△1	△239	△767
当期純利益又は 当期純損失 (百万円)	5	△81	△79	△779
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	1.36	△21.97	△21.42	△210.46
総 資 産(百万円)	8,010	8,004	10,223	11,973
純 資 産(百万円)	2,316	2,217	2,135	1,337
1株当たり純資産額(円)	625.61	598.84	576.75	361.17

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等適用した後の数値を記載しております。

## (5) 対処すべき課題

当社の売上に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、当期においても変異を繰り返し、感染力を強めました。前期と比べ経済活動の活性化と行動制限の緩和は図られているものの、感染者数は増加しており、新型コロナウイルス感染症については収束が見通せない状況が未だ続いております。

また、当期の原材料、エネルギーコストについても、需給バランスの崩れ、地政学的要因等により想定をはるかに超える高騰が続いており、今期においても円安進行、ウクライナ情勢の影響等を踏まえますと、当社グループを取り巻く収益環境は厳しさを増すものと考えられます。

このような状況の中、当社グループは「食の安全、安心」を最優先の基本方針とし、早期に収益力の改善を図るために、次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

### ① 食の安全・安心に係る取組み

食品安全の国際規格である「FSSC22000」が求める新たな要求事項に適切に対応しながら「食品安全衛生マネジメントシステム」を継続的に改善し、「安全・安心・高品質」な商品づくりに努めてまいります。

### ② 売上の拡大に係る取組み

経済活動がいち早く再開した海外向けの売上については、コロナ禍前の水準を超え、好調に増加しているものの、国内向けの売上は依然として低調であることから、収益力の向上を図るために、引き続き新規先の開拓及び価格改定に取り組んでまいります。

新規先の開拓及び既存先への販売については、これまで以上に(株)ニッポンを始めとするニッポングループ各社及び子会社であるベジプロフーズ(株)との連携を密にし、お客様のニーズに応えるきめ細かな営業に努めてまいります。

また、今後大きな需要が見込める海外向けへの販売については、経営及び人的資源の投下により更なる拡大に努めてまいります。

③ 新規商品開発に係る取組み

大豆及びその加工品に関する当社のノウハウを活かすとともに、㈱ニッポンとの連携強化により、市場性、付加価値の高い商品開発に取り組んでまいります。

④ 生産性向上に係る取組み

当社グループ全体で、「2S活動を含むカイゼン活動」を中心に生産効率の向上やロスの削減に継続的に取り組むとともに、当社においては、生産効率性と品質安定性が高い新工場である朝倉工場をフル稼働することで効率の良い生産計画を実現し、原材料費、動力費、労務費の削減に取り組んでまいります。

⑤ SDGsに係る取組み

SDGsに対する社会的関心は高まっており、当社も「食の安全・安心」、「原材料・副産物の有効活用」、「エネルギー削減・環境保全」、「人権尊重」等、趣旨に沿った取り組みを行っております。今後も、SDGsが掲げる目標を踏まえ、食品メーカーに相応しい事業活動を展開することで、社会・環境問題等の解決に向け貢献してまいります。

今後とも食品メーカーとして求められる使命を全うし、収益力の強化と利益拡大を図り、業績向上を目指して全役職員一丸となって邁進する所存でございます。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは加工食品事業の単一セグメントであります。主として油あげの製造・加工及び販売を行っており、主な取扱商品は次のとおりであります。

加工食品事業 (区分)		主要商品
油あげ 揚げ加 及工 び品	味付あげ	いなりあげ・きつねあげ
	生あげ	すしあげ・きざみあげ
	おでん	餅入巾着・がんもどき・練りもの
	味付すしの素	味付干瓢・味付椎茸・五目ずしの素
	惣菜類等	豆腐類・バーグ類・和菓子類



(7) 主要な営業所及び工場の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本社所在地 福岡県朝倉市小田1080番地1

工場及び支店・営業所・出張所は、次のとおりであります。

事業所	所在地
甘木工場	福岡県朝倉市
甘木第二工場	福岡県朝倉市
朝倉工場	福岡県朝倉市
大刀洗工場	福岡県朝倉郡筑前町
東京支店	東京都台東区
名古屋支店	名古屋市熱田区
大阪支店	大阪府茨木市
中四国支店	広島市西区
福岡支店	福岡県朝倉市
札幌営業所	札幌市白石区
仙台営業所	仙台市若林区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
静岡出張所	静岡市葵区

- (注) 1. 2021年4月1日付で、広島営業所は中四国支店に昇格しました。  
2. 2021年4月1日付で、高松出張所は中四国支店に統合しました。

② 主要な子会社の事業所

ベジプロフーズ株式会社

本社所在地 埼玉県比企郡川島町戸守715

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## (8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
412(104)名	22名減(25名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
400(85)名	21名減(18名減)	43歳11か月	14年2か月

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

#### (ア) 親会社との関係

当社の親会社である株式会社ニッポンは、当社の株式を1,890,914株(出資比率50.85%)、議決権個数18,909個(51.33%)を保有しております。当社は親会社から主として食品の仕入及び融資を受けており、親会社へ主として味付け等を販売するなどの取引を行っております。

#### (イ) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、取引ごとに交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また、重要性の高い取引については、取締役会にて適切な意見を得ながら多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
ベジプロフーズ株式会社	30百万円	100%	業務用味付け油あげ等の製造、販売

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社ニッポン	4,315百万円
株式会社西日本シティ銀行	4,014百万円
株式会社佐賀銀行	250百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

普通株式	5,540,000株
優先株式	1,321,500株
計	6,861,500株

② 発行済株式の総数

普通株式 3,718,141株 (自己株式16,262株を含む)

③ 当事業年度末の株主数

普通株式 1,286名 (前期比75名増)

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ニッポン	1,890	51.07
株式会社西日本シティ銀行	173	4.67
J A 三井リース九州株式会社	169	4.57
甘木共栄会	147	3.97
西日本ユウコー商事株式会社	141	3.83
松井証券株式会社	117	3.16
三井物産株式会社	109	2.96
河井英夫	63	1.71
株式会社サナス	51	1.39
オーケー食品工業従業員持株会	37	1.02

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(16,262株)を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 重 年 勝	
専務取締役	城 後 精 二	管理本部長兼内部統制部担当役員
常務取締役	豊 原 英 敏	生産本部長
取締役	調 正 範	生産本部副本部長兼大刀洗工場長 兼技術部長
取締役	中 島 大 明	業務本部長兼購買部長
取締役	太 田 伸 一	営業本部長兼営業統括部長
取締役	家 永 由 佳 里	徳永・松崎・斉藤法律事務所 弁護士 (株)ミスターマックス・ホールディングス 社外取 締役 ハウステンボス(株)社外取締役監査等委員
常勤監査役	堤 敬 志	
監査役	古 賀 知 行	さくら咲き法律事務所 弁護士
監査役	布 施 谷 剛	(株)ニッポン 経営企画部長兼経営 企画部ヘッド&事業室長

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 常勤監査役堤敬志氏、監査役古賀知行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役古賀知行氏は弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 監査役布施谷剛氏は長年にわたり親会社である(株)ニッポンの経理・財務部門に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、取締役家永由佳里氏及び監査役古賀知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

6. 当事業年度において会社役員の地位及び担当を次のとおり変更しております。

2021年4月1日付

氏名	変更後	変更前
城後 精二	専務取締役管理本部長 兼内部統制部担当役員	専務取締役管理本部長 兼内部統制部担当役員 兼経営企画室担当役員

7. 当事業年度において辞任した監査役は次のとおりです。

氏名	退任時の地位及び担当	退任日
坂口 淳一	社外監査役	2021年6月25日
中蘆 英喜	社外監査役	2021年6月25日

## (2) 取締役、監査役及び社外役員の報酬等の総額

①当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		
取締役 (うち社外取締役)	60,669 (2,400)	60,669 (2,400)		7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,006 (11,006)	11,006 (11,006)		4 (4)
合計 (うち社外役員)	71,675 (13,406)	71,675 (13,406)		11 (5)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）、合計10名であります。
2. 対象となる役員の員数には、無報酬の取締役1名及び監査役1名合計2名を除いております。
3. 取締役3名に使用人分給与相当額24,480千円を支給しております。なお、使用人分給与相当額は上記の表には含まれておりません。

4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額320百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 当社は、2014年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
7. 取締役会は、代表取締役社長大重年勝に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
8. 取締役の個人別の報酬等は基本報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しておりません。

## ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

### (ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬で構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

### (イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数を考慮した支給基準に基づき決定するものとする。

- (ウ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
取締役の個人別の報酬は、基本報酬のみとする。
- (エ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する件  
個人別の報酬額の内容の決定については、取締役会決議に基づき委任された代表取締役社長が当社の支給基準に基づき決定する。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）並びに各監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する状況  
取締役家永由佳里氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の弁護士であり、当社と同所の間特別な関係はありません。  
監査役古賀知行氏は、さくら咲き法律事務所の弁護士であり、当社は同所と顧問契約を締結しております。
- ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼任に関する状況  
取締役家永由佳里氏が社外取締役を兼任している株式会社ミスターマックス・ホールディングス及び社外取締役監査等委員を兼任しているハウステンボス株式会社と当社の間特別な関係はありません。
- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況  
(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会（18回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役家永由佳里	16	88.9	—	—
常勤監査役堤敬志	18	100.0	10	100.0
監査役古賀知行	17	94.4	9	90.0

(イ) 当事業年度における主な活動状況

氏名	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 家永由佳里	独立社外取締役及び弁護士としての専門的見地から、(株)ニッポンとの株式交換契約に係る検討に際して、少数株主の利益保護の観点から助言し、更には、社内における新型コロナウイルス感染者の感染経路を把握するための体制について意見を行うなど経営のチェック機能を果たしています。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役 堤 敬志	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 古賀知行	独立社外監査役及び弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ⑤ 親会社又は子会社からの役員報酬等の額  
該当事項はありません。



## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,100

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、収益認識会計基準に関する助言及び情報提供に対し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

### (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を全社的に統括する目的で「リスク管理規程」を定め、当社事業から発生する各種リスクを適切に管理するための体制を整備する。
- ② 事業遂行に伴い発生する可能性のあるリスクについては、リスク毎に所管部署を定めリスクの顕在化防止に努める。
- ③ 各部署でのリスク点検活動における重要事項については、常務会、取締役会へ報告する。

### (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役・従業員が共有する全社的な目標を決定する。各部門の担当取締役は、部門毎に具体的目標と効率的な達成方法を定め、年度事業計画の策定、見直し及び月次、四半期業績の管理を行い、業務遂行阻害要因の分析・改善を図る。
- ② 取締役会の下に常勤取締役、常勤監査役等で構成される常務会を設置し、原則、週1回開催する。常務会では、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。

### (4) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令・社会規範・定款・社内規程を遵守することを行動規範とする。また、その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制確立のため教育、指導を行う。
- ② 「コンプライアンス委員会」の教育・指導に沿って、社員の職務が適切に執行されていることを、内部統制部の業務監査により、監査・確認する。
- ③ 上記活動については、取締役会に報告するものとし、取締役会はコンプライアンス体制の問題点の把握と改善に努める。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社取締役は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社「リスク管理規程」において、子会社も当社のリスク管理体制の適用対象としており、子会社管理の所管部門は、子会社が事業遂行に伴う各種リスクを把握、評価し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社管理の所管部門は、子会社からの報告等に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、子会社の取締役を「コンプライアンス委員会」の委員とし、コンプライアンス委員会は、子会社の業務の適正を確保するためにグループ企業活動を横断的に管理・指導する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、監査役会の承認に基づき、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。補助すべき使用人が社員で、担当職務と兼任で監査役補助職務を担う場合は、監査役補助職務に関しては監査役の指揮命令に従う。

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

職務を補助すべき使用人の任命・解雇・配転等の人事異動あるいは賃金・その他報酬等の雇用条件については、監査役会の同意を得た上で取締役会が定めるものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役会の指示の実効性確保に努める。

**(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループの財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項並びに職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知った時、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく当社監査役へ報告する。
- ②当社監査役が当社取締役会及び常務会に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については監査役へ回覧する。また、監査役は必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③監査役へ上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底する。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は監査の実施に当たり、内部統制部及び会計監査人と連携を密にし、監査役が必要と認めた時は、弁護士・公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。
- ②監査役は、その職務の執行について必要と認められる費用をあらかじめ当社に提示するものとし、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を経理規程に基づき負担する。

### (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、システムの適正化を恒常的に図り、適正な運用に努めることにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性と適正性を確保する。

### (11) 反社会的勢力による被害防止の体制

[反社会的勢力排除に向けた基本的考え方]

- ①当社は社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- ②当社は反社会的勢力から接触を受けた場合には、直ちに警察等しかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

- ①当社は社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを役職員一同常に意識する。
- ②万一問題が生じた場合、顧問弁護士や警察等の専門家に相談の上、適切に対処する。
- ③当社文書化の「反社会的勢力対応態勢と要領」「反社会的勢力対応の基本的行動基準」に沿って、周知徹底する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下の通りであります。

### [情報の保存及び管理に対する取組み]

「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録・保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

### [リスク管理に対する取組み]

「リスク管理規程」に基づき、リスクを分類、定義したうえで、当社及び子会社におけるリスクを抽出し、各部署にてリスクへの対応策を検討しております。

抽出したリスクについては、各半期終了後、リスク管理活動のモニタリングを実施し、結果について取締役会へ報告することでリスク管理の強化に努めております。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて対策本部を設置しておりますが、引き続き会社の機能維持のために情報収集と対応策の立案及び社内への周知を実施し、また、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び社員の安全確保のために必要な措置（テレワーク等）を講じました。

期中に発生しました親会社である株式会社ニッポンのグループシステムへの第三者からのサイバー攻撃による当社システム障害に対しては、株式会社ニッポンを含む関係会社と連携しシステムの早期回復に努め、システム障害による影響の低減に努めました。

### [職務執行の効率性の確保に対する取組み]

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名及び社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、当事業年度中に18回の取締役会を開催し、各議案についての審議並びに各取締役からの職務執行状況に関する報告を受けての質疑等、活発な意見交換を行い、取締役の監督機能を発揮しております。

また、業務執行に係る重要事項を協議するための機関である常務会を当事業年度は47回開催し、様々な経営課題について、取締役会から委譲された権限の範囲内で意思決定を行っております。

### [コンプライアンスに対する取組み]

当社におけるコンプライアンス及び損失の危険に関する経営上重要な事項について、具体的、実質的な協議、検討、評価を行うために、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度は2回開催しております。

また、期初に各本部の行動計画を含む全社のコンプライアンス年間活動計画を作成し、各本部は同計画に沿って活動しております。同計画には、経営トップによる役職員に向けてのコンプライアンス遵守についてのメッセージの発信等が織り込まれており、その他の活動を通して法令、規程等を遵守することの徹底を図っております。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保することに対する取組み]

当社の役員が子会社の取締役及び監査役に就任し、子会社の職務執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況や当社の指示事項の進捗状況について、適宜報告を受けるとともに、重要事項については適切に承認もしくは決裁などを行い、親会社としての適切かつ実効的な管理を行っております。

さらに、内部統制部は、「内部監査規程」「関係会社管理規程」「リスク管理規程」及びその他の社内ルール of 遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社及び主要子会社の内部統制監査を実施し、その結果について代表取締役、監査役等が出席する常務会に報告しております。

[監査役監査の実効性の確保に対する取組み]

当社の常勤監査役は、社内の重要な会議へ出席したほか、取締役や役員からの意見聴取、内部統制部門からの報告聴取等を通じて業務の執行状況を直接的に確認しております。また、代表取締役、内部統制部及び子会社取締役等との随時の意見交換、会計監査人との定期的な意見交換等を通じて情報交換及び意思疎通を図っております。

[財務報告の信頼性を確保することに対する取組み]

当社は、全社横断的な視点から内部統制システムを構築するとともに、内部統制の整備・運用状況について内部統制部が評価し、必要に応じて担当部署に改善指導を行っております。また、期中の評価結果についての常務会、取締役会への報告・検討を通して内部統制の実効性を向上させております。

(注) 本事業報告に記載している金額及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>3,028,982</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,490,929</b>
現金及び預金	231,203	支払手形及び買掛金	717,246
受取手形	17,413	短期借入金	2,640,000
売掛金	1,210,545	1年内返済予定の長期借入金	366,996
商品及び製品	513,106	リース債務	58,457
仕掛品	22,419	未払金	410,702
原材料及び貯蔵品	486,661	未払費用	202,495
未収消費税等	425,469	未払法人税等	18,644
その他	122,644	賞与引当金	59,322
貸倒引当金	△480	その他	17,066
<b>固定資産</b>	<b>9,040,887</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,354,532</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,253,012</b>	長期借入金	1,469,190
建物及び構築物	3,470,362	関係会社長期借入金	4,300,000
機械装置及び運搬具	2,666,732	リース債務	193,552
土地	1,971,270	預り敷金保証金	27,175
リース資産	94,530	繰延税金負債	1,610
その他	50,116	退職給付に係る負債	279,980
<b>無形固定資産</b>	<b>160,699</b>	資産除去債務	73,583
リース資産	134,054	その他	9,440
その他	26,645	<b>負債合計</b>	<b>10,845,462</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>627,175</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	186,128	<b>株主資本</b>	<b>1,233,502</b>
貸貸不動産	394,208	資本金	1,859,070
その他	51,150	利益剰余金	△606,585
貸倒引当金	△4,311	自己株式	△18,982
<b>資産合計</b>	<b>12,069,870</b>	その他の包括利益累計額	△9,093
		その他有価証券評価差額金	2,946
		退職給付に係る調整累計額	△12,040
		<b>純資産合計</b>	<b>1,224,408</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>12,069,870</b>



## 連結損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,215,035
売上原価	7,325,197
売上総利益	889,837
販売費及び一般管理費	1,717,165
営業損失	827,327
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,676
受取賃貸料	75,974
助成金収入	7,364
受取補償金	34,603
その他の	32,668
営業外費用	
支払利息	31,746
固定資産除却損	6,654
賃貸収入原価	44,001
賃貸費用	1,152
株式交換関連費用	55,140
その他の	84
経常損失	138,779
税金等調整前当期純損失	812,819
法人税、住民税及び事業税	11,682
法人税等調整額	△194
当期純損失	812,819
親会社株主に帰属する当期純損失	824,307
	824,307

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,859,070	223,114	△18,689	2,063,495
会計方針の変更による累積的影響額		△5,392		△5,392
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,859,070	217,721	△18,689	2,058,103
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純損失		△824,307		△824,307
自己株式の取得			△293	△293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	△824,307	△293	△824,600
当 期 末 残 高	1,859,070	△606,585	△18,982	1,233,502

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	16,333	△19,081	△2,747	2,060,748
会計方針の変更による累積的影響額				△5,392
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,333	△19,081	△2,747	2,055,355
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△824,307
自己株式の取得				△293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13,386	7,040	△6,345	△6,345
当 期 変 動 額 合 計	△13,386	7,040	△6,345	△830,946
当 期 末 残 高	2,946	△12,040	△9,093	1,224,408

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,852,572</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,313,985</b>
現金及び預金	157,827	支払手形	315,810
受取手形	17,413	買掛金	385,103
売掛金	1,173,473	短期借入金	2,540,000
商品及び製品	485,789	1年内返済予定の長期借入金	344,996
仕掛品	21,450	リース債務	58,457
原材料及び貯蔵品	458,343	未払金	390,548
未収消費税等	422,671	未払費用	194,007
その他	116,081	未払法人税等	18,354
貸倒引当金	△480	賞与引当金	57,210
<b>固定資産</b>	<b>9,120,909</b>	その他	9,498
<b>有形固定資産</b>	<b>7,788,119</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,322,476</b>
建物	2,916,082	長期借入金	1,469,190
構築物	406,702	関係会社長期借入金	4,300,000
機械及び装置	2,579,844	リース債務	193,552
車両運搬具	0	預り敷金保証金	27,175
工具器具備品	49,312	退職給付引当金	247,924
土地	1,741,646	繰延税金負債	1,610
リース資産	94,530	長期未払金	8,640
<b>無形固定資産</b>	<b>158,777</b>	資産除去債務	73,583
電話加入権	1,773	その他	800
ソフトウェア	22,949	<b>負債合計</b>	<b>10,636,461</b>
リース資産	134,054	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,174,012</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,334,074</b>
投資有価証券	134,128	資本金	1,859,070
関係会社株式	604,800	利益剰余金	△506,013
長期前払費用	14,620	利益準備金	12,668
貸貸不動産	394,208	その他利益剰余金	△518,681
その他	30,566	繰越利益剰余金	△518,681
貸倒引当金	△4,311	<b>自己株式</b>	<b>△18,982</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,973,482</b>	評価・換算差額等	2,946
		その他有価証券評価差額金	2,946
		<b>純資産合計</b>	<b>1,337,020</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>11,973,482</b>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,846,941
売 上 原 価		7,011,113
売 上 総 利 益		835,828
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,618,999
営 業 損 失		783,171
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,675	
受 取 賃 貸 料	74,894	
助 成 金 収 入	7,364	
受 取 補 償 金	34,603	
そ の 他	30,741	150,280
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,232	
固 定 資 産 除 却 損	3,428	
賃 貸 収 入 原 価	44,001	
賃 貸 費 用	1,152	
株 式 交 換 関 連 費 用	55,140	
そ の 他	84	135,039
経 常 損 失		767,930
税 引 前 当 期 純 損 失		767,930
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,392	
法 人 税 等 調 整 額	△194	11,198
当 期 純 損 失		779,128

## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,859,070	12,668	265,840	278,508	△18,689	2,118,889
会計方針の変更による累積的影響額			△5,392	△5,392		△5,392
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,859,070	12,668	260,447	273,115	△18,689	2,113,496
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失			△779,128	△779,128		△779,128
自己株式の取得					△293	△293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△779,128	△779,128	△293	△779,422
当 期 末 残 高	1,859,070	12,668	△518,681	△506,013	△18,982	1,334,074

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	16,333	16,333	2,135,222
会計方針の変更による累積的影響額			△5,392
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,333	16,333	2,129,830
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△779,128
自己株式の取得			△293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13,386	△13,386	△13,386
当 期 変 動 額 合 計	△13,386	△13,386	△792,809
当 期 末 残 高	2,946	2,946	1,337,020

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

参 考 書 類

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

オーケー食品工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永陽一

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーケー食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は2022年3月28日開催の取締役会において、株式会社ニッポンを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。なお、当該株式交換は、2022年6月23日に開催予定の定時株主総会の承認を前提としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

オーケー食品工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永陽一

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は2022年3月28日開催の取締役会において、株式会社ニッポンを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。なお、当該株式交換は、2022年6月23日に開催予定の定時株主総会の承認を前提としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要とした内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は、継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議を行った結果、監査役3名全員の一致した意見により本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場並びに主要な支店・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

オーケー食品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堤 敬 志 ㊟

監査役 古 賀 知 行 ㊟

監査役 布 施 谷 剛 ㊟

(注) 常勤監査役堤敬志、監査役古賀知行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 当社と株式会社ニッポンとの株式交換契約承認の件

当社及び株式会社ニッポン（以下「ニッポン」といいます。）は、2022年3月28日開催の両社の取締役会において、ニッポンを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

本株式交換は、ニッポンにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、また、当社においては、本総会におけるご承認を得た上で、2022年7月25日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において、2022年7月21日付で上場廃止（最終売買日は2022年7月20日）となる予定です。

#### 1. 本株式交換を行う理由

ニッポン並びにニッポンの子会社及び関連会社（以下「ニッポングループ」といいます。）は、製粉事業を基盤として、プレミックスを扱う食品素材事業、パスタや家庭用グロスアリーなどを扱う加工食品事業、冷凍生地や冷凍パスタを中心とした冷凍食品事業、弁当や惣菜を扱う中食事業など、食品事業を幅広く展開しております。さらに、健康食品や自然化粧品などを扱うヘルスケア事業、ペットフード事業、バイオ関連事業なども含めた各事業が有機的に連携した多角化を進めており、ニッポングループとしての拡大を図っております。ニッポングループは、連結売上高5,000億円、連結営業利益250億円を目指すという長期ビジョンを見据え、持続的成長を成し遂げるため、市場創造型商品開発、海外拠点の強化、M&A、新規事業の立ち上げといった様々な施策に取り組むことで、グループ経営の強化、シナジーの拡大によって経営資源を効率的に活用し、顧客満足度向上、高付加価値商品の開発、コストリダクション追求、システム自動化への投資をして収益力の強化を図っています。

一方、当社は、1967年の創業以来、油あげ及びあげ加工品の製造販売を主要な事業とし、合わせて惣菜類、和菓子等の仕入れ販売も行っております。特に、主力製品である「味付け油あげ」については伝統的製法を工業化し、「いなりずし」の国内地域ごとの特色を把握することで、顧客のニーズに応じた多種多様な

規格、味付けの商品づくりを行っており、業務用味付け油あげ分野では全国トップクラスのシェアを有しております。「品質にこだわり安全で安心な商品づくり」の経営理念のもと、国内9ヶ所に営業拠点を構え、コンビニ、量販店、ストア、問屋等への味付け油あげの販売を展開しております。また最近は、諸外国において日本食に対する関心、評価が高まるなか、北米、欧州、オセアニア、東南アジアを中心とした30余りの国、地域に出荷を行うなど、伝統食である「いなりずし」の普及活動を通して、国内外における収益力の強化に努めております。

ニッポンと当社は、2003年10月にニッポンが当社の優先株式を取得し、資本業務提携を開始して以来、両社の協力関係を強化してまいりました。2010年にはニッポンが当社株式の51.37%（公開買付け後議決権ベース）を取得、連結子会社化し、以降両社は営業、生産、物流、購買、管理面での連携はもとより、人材派遣、設備資金、商品開発面他、多岐にわたる連携を通じて、両社のシナジー効果の達成に向けて協業してまいりました。

しかしながら、昨今当社においては、同業者間の競争の激化に加え、人件費・物流費の高騰等の影響から業績の低迷が続いていた最中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態に直面し、併せて原材料費や燃料費の想定をはるかに超えた高騰という危機が発生し、業績回復に向けた先行きは一層不透明なものとなっております。また、現状のニッポンとの資本業務提携によっても、当社には少数株主が存在することから、ニッポンから当社に投入される経営資源や財政上の支援は限定的なものにとどまり、また、利益相反の問題が存在するため迅速な意思決定が困難な状況にあると考えております。更に、2022年4月に東京証券取引所の市場区分が再編されることとなり、当社は、新市場区分への移行に際してスタンダード市場への移行を検討していましたが、流通株式時価総額及び流通株式比率の点においてスタンダード市場の上場維持基準を充足しておらず、当該上場維持基準の充足には一定の不確実性が存在する上、相応の期間を要し、容易でないことも想定されておりました。

この厳しい局面を乗り越えるためには、当社独自の経営資源及び財務基盤を活用するのみにとどまらず、ニッポンとの更なる連携の強化及びニッポンからの一層の支援を受けることが必要不可欠であり、そのためにはニッポンの完全子会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制のもとで業績回復を目指すことが最善の方法であると判断し、2021年8月にニッポンに対して、完全子会社化の検討を依頼しました。これを受けてニッポンは、当社の完全子会社化の是非について慎重に検討を行い、健康食品である大豆の加工技術を持つ当社のビジネスは、将来的な拡大可能性を有するものであり、当社が現状の苦境を乗り越えるためには、これまで以上に両社が一体となって業績回復へ取り組むことが急務であるという認識を強く持つに至り、2021年12月に当社に対して、当社の完全子会社化に係る検討を推進する旨を伝えました。

招集  
ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

一方で、当社は、上場を維持していくためには、東京証券取引所への「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の提出が必要であったことから、2021年12月28日付で、上場維持基準を充足していない上記各項目について、企業価値の向上による株価の上昇と事業法人等の所有する株式比率の縮小を課題として、改善に取り組むことを内容とする「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を公表しました。

その後両社間で協議・交渉を重ねた結果、ニッポン及び当社は、本株式交換の実施により、ニッポンが当社の完全親会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築した上で当社の持続的な成長を推進していくことが望ましいと判断したことから、2022年3月28日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の実施後、ニッポン及び当社は、これまで以上に情報、人的資源の共有を図り、経営資源を相互に結集し、迅速かつ効率的に運用してまいります。具体的には、当社は、販売面においてはニッポンとの共通の取引先の活用や紹介、購買面においては共同仕入れによる仕入れコストの削減、製造面においては工場管理やオペレーションのスキル、ノウハウの共有による生産性向上、生産コストの削減や商品の共同開発など、ニッポンとの協業によるシナジー効果を楽しむことができると考えております。また、本株式交換により、当社は、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、上場維持に伴うその他の経営負担の削減を図ることができるとともに、ニッポンと他の少数株主の皆様との間における潜在的な利益相反関係が解消され、柔軟かつ迅速な意思決定を始めとした効率的な経営体制を構築し、事業戦略へ経営資源を集中することが可能となります。本株式交換の実施によって当社の大胆かつ柔軟性をもった事業戦略を可能とすることで、当社の継続的な成長・発展にも大きく貢献できるとともに、中長期的な観点で当社を含めたグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。



## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びニッポンが2022年3月28日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

株式会社ニッポン（以下、「甲」という。）及びオーケー食品工業株式会社（以下、「乙」という。）は、2022年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の株式を除く。以下に同じ。）の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）  
商号：株式会社ニッポン  
住所：東京都千代田区麹町四丁目8番地
- (2) 乙（株式交換完全子会社）  
商号：オーケー食品工業株式会社  
住所：福岡県朝倉市小田1080番地1

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.63を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.63株の割合（以下、「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適切に定める金額とする。

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年7月25日とする。ただし、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。

#### 第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### 第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

#### 第10条（本株式交換の条件変更等）

1. 本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方当事者が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方当事者に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに第6条第2項に規定する乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、第6条第1項ただし書の規定による株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、又は(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

## 第12条（合意管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解釈を図るものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年3月28日

甲 東京都千代田区麹町四丁目8番地  
株式会社ニッポン  
代表取締役社長 前鶴 俊哉 ⑩

乙 福岡県朝倉市小田1080番地1  
オーケー食品工業株式会社  
代表取締役社長 大重 年勝 ⑩

## 3. 交換対価の相当性に関する事項

### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

#### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	ニッポン (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.63
本株式交換により交付する株式数	ニッポンの普通株式：1,140,964株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、ニッポンの普通株式（以下「ニッポン株式」といいます。）0.63株を割当交付いたします。ただし、ニッポンが保有する当社株式1,890,914株（2021年9月30日時点）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するニッポン株式の株式数

ニッポンは、本株式交換に際して、本株式交換によりニッポンが当社の発行済株式（ただし、ニッポンが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、ニッポンを除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のニッポン株式を割当交付する予定です。ニッポンは、かかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ニッポンの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、ニッポン株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ニッポンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをニッポンに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びニッポンの定款第8条に基づき、ニッポンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ニッポンに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元100株となる数のニッポン株式を売り渡すことを請求し、これをニッポンから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ニッポン株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するニッポン株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

## ②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (a)割当ての内容の根拠及び理由

ニッポン及び当社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニッポンは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

ニッポンにおいては、下記(3)①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、ニッポンの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ニッポンの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記(3)①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である野村証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、当社がニッポンに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるニッポンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については下記(3)①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」をご参照ください。）からの指示、助言及び2022年3月28日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。そして、本株式交換比率については、下記(b)(イ)「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることも踏まえ、当社の少数株主の皆様への利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、当社において、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、ニッポン及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ニッポン及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

#### (b)算定に関する事項

##### (ア)算定機関の名称及び両社との関係

ニッポンの第三者算定機関である大和証券及び当社の第三者算定機関である野村証券はいずれも、ニッポン及び当社の関連当事者には該当せず、ニッポン及び当社からは独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

##### (イ)算定の概要

大和証券は、ニッポンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、当社より提供された財務予測をニッポンが独自に検討し、2022年3月期から2027年3月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、ニッポン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
ニッポン	当社	
市場株価法	市場株価法	0.587～0.620
	DCF法	0.217～0.783

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びニッポンから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2022年3月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、2025年3月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び製品販売価格の値上げによる売上高増加に加え、2022年3月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2026年3月期及び2027年3月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び2022年3月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としております。

野村證券は、ニッポンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定しました。



当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。各評価手法におけるニッポン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.57～0.62
DCF法	0.36～0.78

なお、市場株価平均法については、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社が作成した2022年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法を採用しております。具体的には割引率は5.00%～6.00%を使用しており、永久成長率は-0.25%～0.25%として算出しております。野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2022年3月25日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期、2026年3月期及び2027年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大時における売上減少分の回復及び2023年3月期に実施する製品販売価格の値上げによる売上増加、2022年3月期に竣工した新工場の本格稼働による生産効率の向上及び減価償却負担の軽減、並びに、大豆を中心とする主要原材料の調達価格改善等の累積効果によるコスト削減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

## (2) 本株式交換対価としてニッポン株式を選択した理由

当社及びニッポンは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるニッポン株式を選択しました。

ニッポン株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2022年7月25日を予定）をもって、当社はニッポンの完全子会社となり、当社は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2022年7月21日付で上場廃止（最終売買日は2022年7月20日）となる予定です。ただし、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様にご割り当てられるニッポン株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において当社株式を159株以上保有し、本株式交換によりニッポン株式の単元株式数である100株以上のニッポン株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において159株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、ニッポン株式の単元株式数である100株に満たないニッポン株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするニッポンの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ニッポンに対し、その保有する単元未満株式を買取することを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をニッポンから買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2022年7月20日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

### (3) 当社の株主の利害を害さないように留意した事項

#### ① 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)

本株式交換は、ニッポンが既に当社株式1,890,914株(2021年9月30日現在の発行済株式総数3,718,141株から自己株式数16,173株を減じた株式数に占める所有割合にして51.07%)を保有しており、当社はニッポンの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

#### (a) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ニッポンは、ニッポン及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2022年3月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、当社は、ニッポン及び当社から独立した第三者算定機関である野村証券を選定し、2022年3月28日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ニッポン及び当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b)独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてニッポンは中村・角田・松本法律事務所を、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、中村・角田・松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれもニッポン及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(c)当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2022年1月12日、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、ニッポンと利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている家永由佳里氏（弁護士 徳永・松崎・斎藤法律事務所）及び当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている古賀知行氏（弁護士 さくら咲き法律事務所）並びに長谷川臣介氏（公認会計士 長谷川公認会計士事務所）の3名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が担保されているか、（iii）本株式交換において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び（iv）上記（i）から（iii）のほか、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下（i）乃至（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。

本特別委員会は、2022年1月17日から2022年3月25日までに、会合を合計11回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関である野村証券及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の財務予測の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、ニッポンに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、ニッポンから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ニッポンに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。さらに、当社は、山田コンサルティンググループ株式会社及び税理士法人山田&パートナーズ（以下、両社を総称して「山田コンサル」といいます。）に対して、ニッポンに対する財務・税務デュー・ディリジェンス（本特別委員会にて山田コンサルがニッポン及び当社との間に重要な利害関係を有していないことを確認しております。）の実施を依頼し、本特別委員会は、山田コンサルから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。加えて、当社の第三者算定機関の野村証券から株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ニッポンと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、ニッポンから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ニッポンとの交渉過程に関与しております。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2022年3月28日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(d) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2022年3月28日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、大重年勝氏及び太田伸一氏は過去10年以内にニップンの役職員であったため、利益相反を回避する観点から、大重年勝氏及び太田伸一氏を除く5名の取締役による審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。

また、上記の取締役会においては、当社の監査役3名のうち、布施谷剛氏はニップンの役職員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、布施谷剛氏を除く他の2名の監査役が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(4) 完全親会社となるニップンの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項  
本株式交換により増加するニップンの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金の額	会社計算規則第39条に従いニップンが別途定める額
② 資本準備金の額	会社計算規則第39条に従いニップンが別途定める額
③ 利益準備金の額	0円

上記資本金及び準備金の額は、ニップンの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 完全親会社となるニップンの定款の定め

ニップンの定款は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載しております。

## (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

### ① 交換対価を取引する市場

ニッポン株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

### ② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

ニッポン株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

## (3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2022年3月28日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるニッポン株式の終値の平均は、それぞれ1,690円、1,672円です。また、ニッポン株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

## (4) ニッポンの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

ニッポンは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

## 5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 計算書類等に関する事項

### (1) ニッポンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ニッポンの最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載しております。

(2)ニップンの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

(3)当社及びニップンにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

(a)当社は、2022年3月28日開催の取締役会において、ニップンを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(b)当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。

②ニップン

(a)ニップンは、2021年2月18日開催の取締役会において、迅速な意思決定による事業戦略の策定及び効率的な経営体制の構築を目的として、ニップンの完全子会社である東福製粉株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021年4月1日付で吸収合併いたしました。

(b)ニップンは、2021年2月25日開催の取締役会において、迅速な意思決定と施策の実行を図り、品質・コスト競争力をより強固なものとするのが可能な製販管一体となった事業組織を整えることを目的として、ニップンの完全子会社であるニップン冷食株式会社が保有している冷凍食品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、2021年4月1日に当該事業を譲り受けています。



- (c) ニッポン及び一部の連結子会社は、2021年7月7日にサイバー攻撃を受けたことで、システム障害が発生いたしました。その結果、決算スケジュールへの多大な影響があったほか、本件の調査を依頼している外部専門家へのコンサルタント費用及びシステム停止直後の受注出荷対応によって生じた緊急配送の運賃等の諸費用の負担が発生いたしました。
- (d) ニッポンは、2022年2月18日開催の取締役会において、従前より取得しておりました愛知県知多市の用地への新たな製粉工場建設、及び名古屋工場（愛知県名古屋市港区）と大阪工場（大阪府大阪市大正区）の閉鎖を決定いたしました。併せて神戸甲南工場（兵庫県神戸市東灘区）の設備増強を行い、名古屋工場と大阪工場の生産は新工場と一部神戸甲南工場に移管します。
- (e) ニッポンは、2022年3月28日開催の取締役会において、ニッポンを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2. 「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

## 7. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項

会社法第789条第1項第3号の規定により本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいませんので、該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第4条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する <u>方法により行</u> う。

### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役大重年勝氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
たけだ あきら 竹田 哲 (1965年12月12日)	1988年4月 日本製粉株式会社（現株式会社ニッポン） 入社 2010年4月 同社食品カンパニー食品業務部生産管理 チームマネジャー 2013年8月 同社生産・技術部生産管理グループ次長 2015年6月 同社開発本部事業開発部長 2020年6月 同社神戸甲南工場長 2022年4月 当社理事生産本部副本部長（現任）	—
（取締役候補者とした理由） 竹田哲氏は、当社の親会社である株式会社ニッポンにおいて幅広い職務経験を有し、企業価値の向上に貢献されております。今後はその豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいため、取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 竹田哲氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者竹田哲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者竹田哲氏は、現在当社の親会社である株式会社ニッポンの業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

以上

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

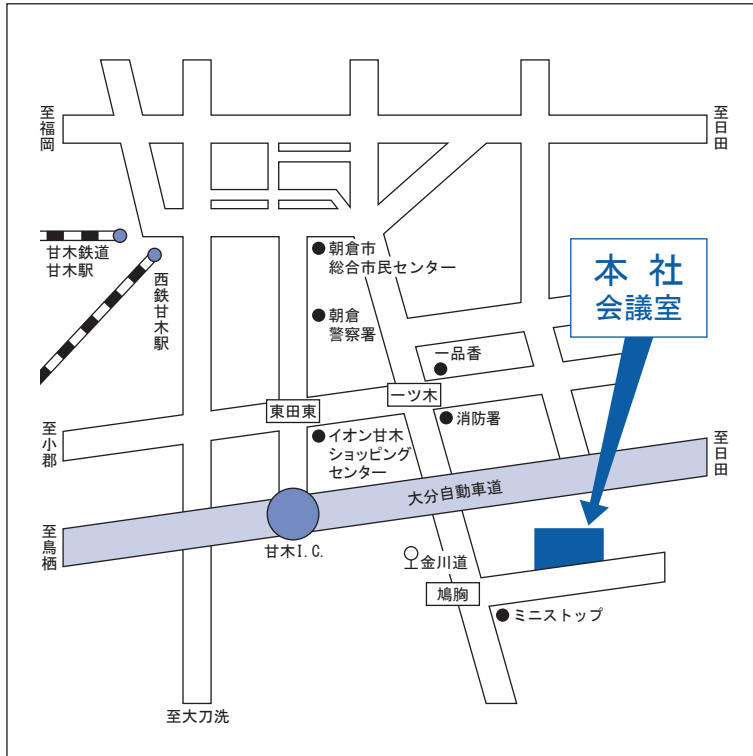
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県朝倉市小田1080番地1  
オーケー食品工業株式会社 本社2階会議室  
電 話 0946-22-7131



### 交通のご案内

- 甘木観光バス田主丸線 金川道より徒歩5分
- 大分自動車道甘木インターチェンジより車で5分